# 令和８年度しいの木学級学習指導講師（会計年度任用職員）募集要項

１　職名
しいの木学級学習指導講師

２　募集期間
令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２０日（金）まで

３　募集方法
区公式ウェブサイト及び区報へ募集記事を掲載します。

４　募集人数
１人

５　選考方法
書類審査・作文・面接
○第一次選考　書類審査・作文
○第二次選考　面接（第一次選考合格者のみ、面接日をご連絡いたします。）

６　応募資格
各採用予定日現在、中学校教諭普通免許状（技術科）を有している者（取得見込み含む）＜年齢不問＞
なお、下記（１）～（６）のいずれかに該当するかたは受験できません。
（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（２）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（４）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に定める労働時間（１日８時間又は週４０時間）を上回ることとなる者
（５）教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
（６）教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に２つ以上兼ねることはできません。

７　職務内容
（１）目黒中央中学校しいの木学級における担当教科及び領域の学習指導、学習支援、学習補助（個別指導、習熟度別少人数指導、ティームティーチングを含む）
（２）目黒中央中学校における交流及び共同学習の企画補助、運営補助
（３）その他
ア　授業における教材・教具の準備・片付け
イ　しいの木学級運営にかかる補助業務
（教室環境整備、個別指導計画等の作成補助等）
なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

８　雇用期間
令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

9　勤務日及び休日

勤務日

月１１日以上年間２２２日勤務（令和９年１月１日採用は５５日勤務）

＊おおむね週５日（月～金）勤務となります。

休日

土曜日、日曜日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）及び祝日。ただし、あらかじめ学校行事（運動会・学芸会等）で土曜日、日曜日に勤務を割り振られた場合を除きます。

10　勤務時間

１日の勤務時間　７時間（休憩時間を除く）。

＊午前８時１５分から午後４時１５分まで。

（午後３時から午後４時までの休憩１時間を含む）

＊業務執行上必要がある場合は、１日の勤務時間の割り振りや勤務日を変更する場合があります。

11　勤務場所

目黒区立目黒中央中学校しいの木学級

＊敷地内全面禁煙です。周辺道路を含めて喫煙することはできません。

12　報酬額等

月額約２９０，５００円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月１５日です。ただし、１５日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

13　服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

14　休暇等

年次有給休暇は４日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、妊娠出産休暇等があり、それぞれに日数等が定められています。

15　災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

16　社会保険及び雇用保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます。

（１）加入する健康保険

公立学校共済組合

（２）任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き１年以上組合員である必要があります。(例えば、任用期間が４月１日から翌年３月３１日までの１年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が１年を超える必要があります。)

17　健康管理

年１回定期総合健康診断等を実施します。
５月１日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

18　その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

19　応募方法

（１）電子申請（インターネット申請）

次の URL または二次元コードから応募フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。

**小・中学校特別支援学級会計年度任用職員応募フォーム**

URL

https://logoform.jp/form/KeTk/1866602

二次元コード

（２）郵送

郵便番号１５３－８５７３　目黒区上目黒二丁目１９番１５号
目黒区教育委員会事務局　教育支援課特別支援教育係

（３）窓口

教育支援課特別支援教育係（目黒区総合庁舎本館５階）へ持参

20　提出書類

ア　履歴書（６月以内の撮影写真添付）

＊令和８年度期限付任用教員採用候補者名簿に登載されている方は、その旨を必ず履歴書に記入してください。

イ　中学校教諭普通免許状の写し

ウ　作文

・テーマ　「知的発達に遅れのない情緒障害や自閉症のある生徒に対する授業の工夫について」
・文字数　８００字程度
・市販の原稿用紙、パソコン等での入力・印刷したものどちらでも可

※電子申請による応募の場合、紙での提出は不要です。
※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

21　提出期限

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２０日（金）までの期間内必着

22　特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

23　郵送先・問い合わせ先

郵便番号１５３－８５７３
目黒区上目黒二丁目１９番１５号
目黒区教育委員会事務局　教育支援課特別支援教育係
電話番号　０３－５７２２－９３２２（直通）
受付時間　月曜日から金曜日　午前８時３０分から午後５時００分まで

以　　上

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。